

学校法人明星学苑役員の報酬等の支給基準

(報酬等の支給)

1. 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金

(報酬等の額の算定方法)

1. 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

2. 非常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、支給する。

- (1) 報酬 別表第3に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第4に定める算式により算出される額

別表第1 (常勤の役員の報酬)

常勤役員の月額報酬は下表のとおりとする。

(単位：円)

役 職	月額報酬
理事長	1,600,000～1,700,000 以内
副理事長	1,450,000～1,550,000 以内
常任理事	1,200,000～1,300,000 以内
学長	1,330,000～1,430,000 以内
常勤監事	1,083,340

別表第2 (常勤の役員の退職慰労金算定式)

- ① 退任慰労金算定式は、当該年度毎の月額報酬金額×役員係数(以下③)にて算定し、加算する。
- ② 月額報酬金額は年俸額を12分割した額とし、10円未満の端数は10円に切り上げる。なお、施策等で年俸額の減額が実施された場合は本来額を適用する。
- ③ 役員係数は、次のとおりとする。

役 職	役員係数
理事長	2.5
副理事長	2.0
常任理事(学長を含む)	1.9
常勤監事	1.8

- ④ 計算において1年に満たない期間は月割による計算とし、1ヶ月に満たない期間は切り捨てる。ただし、月の途中で他の役職に就任する場合は1ヶ月分を計算した結果、高い額を適用する。

- ⑤ 学校法人明星学苑の設置校の専任教職員で、その身分を保有したまま常勤役員となった者については、本規程に定める退任慰労金と、「学校法人明星学苑明星大学専任教職員退職手当支給規程」又は「学校法人明星学苑事務職員退職手当支給規程」に定める退職手当金を合算して支給するものとする。ただし、退職手当金算出における在職年数からは、役員在任期間を除くものとする。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

非常勤役員の報酬は年俸とし、年俸額を12分割した額を月額とする。なお、計算上生じた10円未満の端数は10円に切り上げる。

報酬金額は次のとおりとする。

役 職	報酬金額（年俸）
非常勤役員	120 万円

別表第4（非常勤役員の退任慰労金）

- ① 非常勤役員が退任したときは退任慰労金を支給する。支給額は次の算式により算出した金額とし、円未満は四捨五入する。

役 職	算式
非常勤役員	10 万円×在任年数

- ② 前項の計算において1年に満たない期間は月割による計算とし、1ヶ月に満たない期間は切り捨てる。ただし、月の途中で他の役職に就任する場合は1ヶ月分を計算した結果、高い額を適用する。

以上

（内容現在 2020 年 4 月 1 日）